



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年10月6日火曜日 第2106号

◇ 目次 ◇
告 示

農地法による土地配分計画..... 890

海岸保全区域の指定の一部改正..... 890
道路の供用開始（県道久万中山線）..... 891
市営土地改良事業の施行の同意..... 891

告 示

○愛媛県告示第1238号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第2項の規定に基づき、土地配分計画を作成したから、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

土地

知事が土地配分計画を作成した地区

地区名	所在地			入植者		増反者		備考
	郡(市)	町	大字	予定売渡面積	予定売渡口数	予定売渡面積	予定売渡口数	
天 神 山	西条市		船屋	m ²	□	m ² 53	□ 1	

○愛媛県告示第1239号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第276号）の一部を次のように改正する。

平成21年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域	番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域
1～173 省略						1～173 省略					
174	豊後水道東沿岸高畑漁港海岸高畑地区海岸	<u>愛南町</u>	<u>愛南町長</u>	省略		174	豊後水道東沿岸高畑漁港海岸	<u>御荘町</u>	<u>御荘町長</u>	省略	

豊後 水道 東沿 岸 高畑 漁港 海岸 猿越 地区 海岸	愛南 町	愛南 町長	257 メー トル	<p>基点2から基点5までを順次結んだ線並びに基点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点2を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示(角度の表示は、真北)</p> <p>基点1は、南宇和郡愛南町高畑1001番地先の金属標(X座標 - 3111.151 Y座標 - 92398.815)</p> <p>基点2は、基点1から190度30分101メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から209度30分29メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から131度30分83メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から77度00分131メートルの地点</p> <p>補助点4は、基点5から358度30分76メートルの地点</p> <p>補助点3は、基点2から70度30分62メートルの地点</p> <p>補助点2は、基点1から41度30分43メートルの地点</p> <p>補助点1は、基点1から331度00分37メートルの地点</p>											
175 ~ 183 省 略															

○愛媛県告示第1240号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	久万中山線	伊予市中山町出淵4番耕地497番7から同町出淵4番耕地497番8まで	平成21年10月6日

○愛媛県告示第1241号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・魚成地区)の施行に平成21年9月25日

同意した。

平成21年10月6日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利